

第5号案件調査報告書の概要

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会

第1 調査の概要

本報告書は、県立高等学校の3年生の生徒（以下「A」という。）が、令和6年6月に自死した事案について、県教育委員会（以下、「県教委」という。）が、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例第3条第3号の調査を行うことと決定し、これを受けて新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（以下「本委員会」という。委員名簿は末尾に記載）において調査した内容の報告である。

本委員会は、令和6年9月から、第5号案件として調査を開始し、令和8年4月27日（月）、調査報告書を決定した。

本調査は、以下の3つを目的として実施したものである。

- ① 何があったか事実を明らかにする。
- ② 自死に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする。
- ③ 上記①及び②を踏まえた今後の再発防止への課題を考え、提言を行う。

第2 事案の概要

Aは、高校3年次の令和6年6月2日（日）の県総合体育大会（以下「県総体」という。）柔道競技の試合に出場し、試合で敗れた後、会場で顧問から大声で指導を受けた。翌6月3日（月）は学校内で叱責され、6月4日（火）は部活動の練習の際に叱責を受けた。6月5日（水）に登校が確認されず行方が分からなくなり、その後、遺体で見つかった。自死とみられる。遺書は発見されていない。

本事案は、生徒の自死に部活動顧問による指導との関連が疑われることから調査した事案である。

第3 調査の結果について

1 本調査の事実関係

(1) Aの学校生活全般

Aは、クラスではムードメーカーで誰とでも会話ができ、クラスの調整、まとめ役として活躍するなど友人関係や学校活動でも信頼されていた。

所属する柔道部でもムードメーカーであり、先輩・後輩関係なくとても仲が良く楽しく学校生活を送っていた。

(2) いじめ行為や友人間のトラブルの存在

ア いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、

起こった場所は、学校の内外を問わない、とした。

イ 検討結果

学校内及び部活動内の人間関係に関し調査した結果、クラス内及び部活動内においても、いじめを受けていた事実は確認されなかった。また、加害者としての行為も確認されなかった。

Aの自死後の令和6年6月中旬頃から、一部において、同年5月に顕在化した同級生の問題を機に、同級生との関係がAの自死の原因とする考えが広まった。本委員会で調査した結果、両者が喧嘩や絶交をしたという事実はなく、当該同級生との関係がAの自死の原因であるとの見解には根拠がないと判断した。

(3) 進路の悩み

Aは、高校卒業後には就職を希望していた。体育会系の部活は最後まで部活動をやり抜くことが就職を考えたときに大事なことでと生徒に話す教職員がおり、また、多くの生徒も部活動をやり遂げることが就職に有利に働くと考えていた。

Aが、進路に関して悩んでいた事実は確認されなかった。

(4) 部活動

ア 指導体制

顧問4名のうち、以下では、代表教員1名を「監督」と呼び、その他3名はまとめて「副顧問」と呼ぶ。日々柔道部員の指導に当たっていたのは、監督のみである。副顧問は、部員との定期的な関わりはなく、個々の部員について監督と情報が共有される関係にはなかった。

また、不定期に来校する学校外の外部コーチが2名おり、いずれも監督の教え子であり、技術面の指導を行っていた。

なお、当該校には部活動で悩みが生じた際の相談窓口は確認できなかった。

イ 指導方針

監督の指導方針は、組手をこだわるのではなく、二本組んでしっかり技をかけること、前に出て攻めること、監督の指示に従って競技を行うことが大切であるとの指摘が多数あった。

また、部活動は学校生活の延長であるため、私生活を正すこと、報告、連絡、相談、挨拶をしっかりと行うなどの基本的な行動が重要であり、部活動を超えるプライベート部分に対する指導もあったとの指摘も多数ある。

ウ 指導の特色

監督は、個々の部員の性格等を把握して指導するよう心掛けており、その指導を支持する部員、保護者もいた。

監督の言葉をよく聞き、指導に従って自分で考えて行動すること、部内のことは部長（キャプテン）などが中心となって部で解決をするよう行動することが重

要視されていた。

監督の指導時の声は大きく、また、機嫌が悪い時は、言葉だけでなく、動作も含めた全体の雰囲気でも分かりやすいとの指摘が多数ある。監督が怒っていると部全体の練習が部員に厳しくなるため、監督が前触れなく怒ることを部員は「試練」と呼び、部員同士で「試練」を防ぐため互いに声掛けをしていたことの指摘が多数あった。「試練」は放課後練習前後が多く、部員は監督の服装や雰囲気、部員同士の情報交換などから機嫌をうかがいながら立ち振る舞うことを常に考えていたことを部員多数が指摘している。

エ 定期的な提出物

柔道部では、部全体で1冊の柔道日誌を作成するほか、部員は一人1冊の柔道ノートを作成する。柔道ノートは、部員各自が後日の振り返りを目的として、大会、合宿、遠征後などのタイミングで作成する。各人が反省点等を記入し、二、三日以内の決められた提出日に監督に提出する。監督は、コメントを記入して返却する。作成者と監督のみとの間でやりとりされ、他の部員のノートの中身を見せることは監督により禁止されている。

オ Aと監督との関係性

(ア) 1年次及び2年次（令和4年4月～令和6年3月）

携帯電話番号によるショートメッセージでは、Aからの体調不良による部活動欠席の連絡に対し、監督から体調を気遣う声掛けの返答があったり、監督から映画に関するブログのリンクの紹介とともに親しみを込めた言葉が送られ、お礼を返すなどのやりとりが確認されている。1年生の頃、Aは監督を慕っていた様子、監督もAを目にかけていた様子がうかがえる。

(イ) 3年生の頃（令和6年4月以降）

令和6年4月のショートメッセージのやりとりでは、Aの体調不良による部活動欠席の連絡に対して、監督からは、連絡が遅いことの叱責、体調不良のAに対する報告指示がなされているが、体調を気遣う声掛けはないことが確認されている。

3年時の柔道ノートの記載は2回あり、Aの地区大会の反省に対する監督のコメントでは、県総体に向けての記載がある。自死直前の県総体の感想に対する監督のコメントの記載は一切ない。

(5) 自死行動直前直後のAや監督などの言動

ア 令和6年6月2日（日）県総体・柔道競技2日目

令和6年6月1日（土）及び2日（日）に県総体が開催され、部員は、監督が運転するバスで5月31日から前泊して大会に臨んだ。

Aは6月2日（日）の試合に出場した。

監督はAの最後の試合にセコンドとしてついた。その試合では、Aは終始自分

のペースをつかむことができず、攻めあぐねた結果、負けとなった。監督は、試合中、大きな声とジェスチャーでアドバイスしたが、Aはこのアドバイスに従わなかった。

試合終了直後、監督は、試合内容及びアドバイスに従わなかった点についてAを指導し、さらにAがお礼を言わなかったことを問題視しAを指導した。この指導について、大きな声での厳しい叱責と受け止めた部員が多かった。

監督は部員に対し、親の車で帰る人は帰ってよいと伝え、最後に全員が立ち上がって監督にお礼を述べて解散した。解散後、Aを含む5名の生徒は、親の車で帰宅したが、その際、5名でまとまって監督に挨拶をしなかった。

イ 令和6年6月3日（月）

6月3日（月）の朝、部員は格技場前の通路に整列し、監督が移動する際に大きな声で挨拶を行った。そこでの監督の指導は、県総体後に親の車で帰った5名が挨拶をせず帰宅したことへの注意であった。特にAに対し、3年生のAが全員を連れて挨拶をさせる必要があったと指導した。

このときのAに対する監督の指導については、大きな声での厳しい叱責であったと受け止めた部員が多く、本委員会の認定もこれと同様である。

同日朝、部員がAを含めた柔道ノート7冊を監督に提出した。Aの柔道ノートの記載には県総体の感想と北信越大会への意欲が書かれていた。

放課後は、練習はなくミーティングが行われた。このミーティングにおいて、Aへの個別の指導は確認されず、Aの様子にも特段の変化は認められなかった。

Aは、帰宅後同級生と電話で話しているが、変わった様子は確認されていない。

ウ 令和6年6月4日（火）朝

6月4日（火）の朝練習では、監督からAへの個別の指導は確認されていない。

授業開始前、教室内で雑談していたAは、監督の指導の理不尽さについて、これまでになく強い不満と怒りを示していた。Aが監督への不満や怒りを口にすることは過去にもあったが、この日は特に強いものであった。

エ 令和6年6月4日（火）放課後の部活動

6月4日（火）の放課後、監督は、部活動が終わる18時20分までの間に、Aに対し、格技場、体育館、練習前、教員室、練習中に指導を行った。この日の指導については、多くの生徒が、監督のAに対する厳しい叱責と受け止めた。

この日監督は、Aの気持ちに緩みがあると考えていた。その理由は、Aが、6月2日（日）の試合中の監督のアドバイスに従わなかったこと、試合後の監督の指導にお礼を言わなかったこと、親の車で帰宅する下級生をまとめて監督に挨拶をせず帰宅したこと、柔道ノートの記載が不十分であったこと、等であった。なお、監督は柔道ノートの記載について、大会の反省や北信越大会に向けた決意として不十分であると判断しAに書き直しを命じていた。

また、監督は、この日、体育館で練習中の剣道部員やバドミントン部員に対し

ても、大声で叱責した。監督の発言は体育館に響き渡るほどの大声であった。

練習中、Aは、終始暗い表情で、これまでに見られなかったような消極的な態度を示すようになっていた。練習終了後、Aは着替えながら泣いていた。気づいた後輩が心配し声をかけ、Aは真剣な表情で返答した。この日、Aは部の自分のロッカーを片付け私物を持ち帰った。

下校時、Aは、一人で学校を出た。他の部員がAに追いつくと、Aは不満を口にしていた。Aが、別れる際、普段と違う挨拶であったことから、部員は強い違和感を覚えた。

柔道ノートは、6月5日（水）に再提出することになっていた。

オ 令和6年6月5日（水）

水曜日は朝掃除の日であるが、集合時間の7時45分を過ぎてもAは現れず連絡もなかった。日頃から、部員は監督から「報告、連絡、相談」の徹底を厳しく指導されていたため、無断で朝掃除を休むことは考えにくいことであった。

部員たちは、Aに電話やSNSで連絡を試みたが接触できなかった。Aのロッカーが片づけられていたため、部員たちは、前日までの監督による厳しい叱責を思い、Aに異変が起きているのではないかと強い不安を抱いた。

8時頃、部員が監督にAが来ていないことを報告したとき、監督は部員に対し部員たちで連絡をとるよう指示した。

その後、部員は進路指導室にいるAの担任教諭と進路指導担当の教諭に、Aと連絡が一切取れないこと及び昨日の部活動の様子などを伝え、不安を強く訴えた。担任は、進路指導担当の教諭と相談し、ショートホームルームに来ている可能性もあるので、まずは様子を見ることにした。しかし、Aは姿を見せなかった。

担任は8時50分過ぎにAの母親に電話をかけたが、留守番電話につながり連絡を取ることができなかった。母親は職場にいる間は携帯電話を確認できない状況にあった。11時頃、Aの母親が担任の留守番電話に気づいて折り返し電話をかけたが、担任は授業中で応答できなかった。11時45分過ぎ、担任が授業を終えて進路指導室に戻ると、11時にAの母親から電話があったとのメモが残されており、担任が折り返し電話をかけたが、このときも母親とはつながらなかった。担任と母親が連絡を取り合えたのは、12時10分であり、その後、母親は自宅に戻りAの不在を確認した。この日、状況について担任と母親は電話で数度やりとりをした。

教頭がAの不在の連絡を受けたのは12時40分過ぎであり、状況を把握したのは12時50分である。教頭もAに電話をかけたが通じなかった。

13時26分、教頭は、出張中の校長にLINEで状況を報告した。

監督も自ら搜索したが、手がかりは得られなかった。

Aは、20時頃発見され、その後、死亡が確認された。

遺書等は発見されていない。また、Aの携帯電話にはロックがかけられていた。

この日は、再提出を求められていた柔道ノートの提出期限であったが、ノートは書き直されていなかった。

(6) 監督の教職員及び生徒との関係性

ア 他の教員との関係

監督は、部活動の指導を優先し部活動運営に強い熱意を示していた。このことが部の成果や部員との信頼関係の構築と部員への強い指導力、統率力につながった面があり、その指導力を評価する声がある。

しかし、他方で、部活動指導を優先するあまり、校務分掌において身勝手に行動することや、他教員からの生徒指導の協力依頼を拒否することがあった。

監督は教員に対しても大きな声で自己の考えを主張することがあり、教員の中には、監督が怒鳴っている、攻撃していると評価し、監督を怖いと感じ自分が攻撃されることを恐れる者が少なくなかった。

監督の行き過ぎた行動に対し教員間の指摘はなく、管理職による指導や対応は行われなかった。そのような状況は、監督の専横的な行動を助長し、他の教員を萎縮させ、教員間の信頼関係や学校内の健全な協働を損ない、監督の行動を教員間で抑制、是正する機会を失わせ、結果として、学内の健全な運営に悪影響を与えていたことが認められる。

イ 柔道部員との関係

監督は、勝利至上主義に偏ることなく、人間教育を重視し、報告、連絡、相談や挨拶、主体的な思考を大切にしている指導で、生徒や保護者の信頼を得ていた。

生徒・保護者ともに、監督の指導を受けること、褒められ認められることを誇りと感じる者が多く、また、厳しさと指導に定評のある監督の指導を耐え抜くことが、就職など生徒の将来に有益であると考えた生徒、保護者も少なくなかった。

一方で、監督と当該生徒だけが閲覧できる柔道ノート、監督と生徒との1対1のSNSによる個別指導などを通じ、個々の生徒と密接な関係が築かれ、その結果、対外的には閉鎖的な性格を帯び、外部的な干渉、統制を受けにくい集団、組織となっていた。また、厳しい指導と叱責をしばしば行うため、部員の精神的負担は大きかった。感情や誤解に基づく不合理な指導もまれではなく、生徒は常に監督の顔色をうかがわざるを得なかった。

監督の指導は、生徒・保護者からの高い信頼を得る側面と、過度の厳しき、精神的圧迫を伴う側面があり、さらに、対外的には閉鎖的な性格を帯び、外部的な干渉、統制を受けにくくなっていた。

2 自死に至る過程の心理的分析と精神医学的精察

本委員会では遺書等を含めた生徒A本人の直接的な声を聴き取ることが叶わなかったことから、以下に記載した事項は、本委員会が把握することのできた認定事実から論理的に導き出せる範囲での推論であり、生徒Aの自死の原因と責任の所在を特定することを意図していない。あくまで、当該校のみならずあらゆる学校教育組織において、今後も持続的に生徒のかけがえのない命を守るための適切な学校運営及び生徒指導が行われることを切に願い、生徒Aの身に起こった出来事とその心理的過

程と精神医学的機序を描き出すことを目的としている。

(1) 自死に至る要因について

本事案において、自死に至る背景や要因をA自身が直接的に示唆するような遺書等の存在は確認できなかった。自死前日の6月4日(火)の部活動終了後、Aは部の自分のロッカーを片付け私物を持ち帰り、下校時にはいつもと異なる挨拶で別れている。6月5日(水)の自死した当日は、Aは外部からの連絡を絶っている。Aは少なくとも前日6月4日(火)の時点で自死に類する何らかの行動を起こすことを念頭においており、当日、自宅を出た後は何らかの意図を持って行動し自死に至ったことが推論できる。前日の行動にいつもと違う様子が見られたことなどからは、自死に至る要因は前日までの柔道部をめぐる出来事が強く関連していることは推察できる。

柔道に必死で取り組んできた自身のこれまでを総括するような6月2日(日)の試合で、思うような結果が残せなかったAは、おそらくその結果のみでも強く自分自身を責めていたとも考えられる。そうした状況に置かれたAを追い打つように、徹底してその不備不足に言及し、突き放し、それを自己責任において克服することを求める監督の関わりは、執拗で一方向的なものであった。監督と学生という教育関係を超えた監督との二者関係と、特に6月4日(火)のAへの度重なる叱責や突き放しは、A自身の自己評価を下げ、強烈な自己否定と、自分自身への罪責感、将来への絶望感を与えることとなったのではないだろうか。

(2) 精神医学的精察

ア Aがうつ病等、自死リスクとなる精神疾患に罹患していた可能性について

本委員会が行った調査から判断するに、Aが前日までに精神疾患に罹患していた可能性は、極めて低いと考えられる。

うつ病や双極症(双極性障害)の兆候について、Aに該当する所見は確認されていない。また、統合失調症や不安症などについても、Aが罹患していたと示唆される所見は得られていない。

イ 自死の背景となる自死リスク要因をAが有していた可能性について

本委員会が行った調査から判断するに、Aが自死リスクを高めるような発達の背景を有しているとは考えにくく、また、家族関係が自死リスクを高める要因として機能したとは考えにくい。

ウ 本事案に関する学術的エビデンスに基づく検討

本事案は、精神疾患の既往など個人の脆弱性に起因するものではなく、「部活動」という特定の環境における深刻な問題が、短期間に複数のリスク要因(監督からの不適切な指導、将来への絶望、役割の喪失)が集積した結果、急激に自死リスクを高めたケースであると認められる。

とりわけ注目すべきは、権威的な立場にある指導者からの継続的な心理的圧

力が、生徒Aの自尊感情及び将来への展望を段階的に損なわせ、最終的に自死へと至らしめたという因果の連鎖である。この認定を補強する事実として、自死直前におけるAの行動（ロッカー整理や別れの言葉）が、同級生個人に対する怒りや悲しみの表出ではなく、明らかに『柔道部からの撤退』を象徴している行為として合理的に解釈されることを付言する。

以上の事実を照らせば、同級生間のトラブルが主因であるとの主張は、客観的証拠と整合性を欠くものであり、本委員会はこれを誘引であるという考えは採用しない。

(3) まとめ

Aの自死に至る背景及び心理的・精神医学的要因について多角的に検証を行った結果、以下の結論が導き出される。

総じて、本事案の主たる要因は、個人の脆弱性に帰せられるべきものではなく、学校教育活動の一環であるはずの部活動が、当該柔道部では、ある種閉鎖的な環境の下に置かれていたことを背景として、監督による権威的かつ過度な指導という外部ストレス要因として作用し、短期間のうちに心理的負荷が累積的に増大することでAの適応能力を著しく損なわせるに至った、教員の指導を主たる契機とする死亡事案（いわゆる「指導死」）の機序をたどったものと判断する。

Aの「助けて」という無言の叫びは、組織的なケア体制の不備と、監督による権威的な指導体制、並びに学校が特定の部活動運営において監督の専横をに対する監督・牽制機能を実質的に作用させていなかったことに起因すると言わざるを得ない。二度と同様の悲劇を生まないためには、指導者の資質向上のみならず、生徒が安全にSOSを出せる構造的な改革が急務である。

3 監督の指導に関する検証

(1) 運動部活動での指導のガイドライン

「新潟県部活動の在り方に係る方針（改訂版）（平成31年3月改訂 県教委）」で部活動方針の策定等についてあげられている以下のアからエについて検討する。

ア 適切な運営のための体制整備

柔道部には監督のほかに副顧問や外部コーチがいるが、実質的には、監督が単独で管理運営し、ほとんどの指導や業務を管轄していたと思われる。部活動の運営に関して、県の方針では「複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減」があげられ、部活動指導の負担の軽減と校務分掌業務や教材研究等の時間の確保のためと明記されている。ところが、監督は着任して間もなくのころから担当の校務分掌業務である生徒指導関係の仕事を放棄していたことが認められる。

また、学校の部活動は「学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである」という部活動の位置づけが明記されているが、部員の日常的な行動はそうした定義づけとは一線を画すものがあつたと思われる。

過度の叱責は部員たちの萎縮や声を上げにくい風土を生むことにつながり、

精神的な強い負担感を周囲に与えることになる。これは学校教育の一環として位置づけられている部活動の指導としては適切とは言えない。校務の会議の際にも他者を威圧するような発言が数多く見られたことも報告されており、その結果、だれも監督に対して意見や反論が言えないような状況に職場の雰囲気もなっていたと考えられる。こうした独善的な考え方や態度は部活動の適切な運営に支障があると評価できる。

イ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

6月3日(月)及び6月4日(火)には、大会後の帰宅方法についてAが特に強く叱責を受けている。叱責の理由は監督に挨拶をしなかったということだが、監督の指示が明確に伝わらなかった可能性もある。また、そうした理由が強い叱責の繰り返しにつながるとは社会通念上考えにくく、監督の感情的な部分で逆鱗に触れたうえでの叱責だった可能性を否定できない。

Aは柔道ノートの再提出を求められている。本委員会はAの柔道ノートを確認したが、内容的に瑕疵は認められなかった。柔道ノートが監督の気に入られるように書くことを学習するための方途にすぎなかったことを示している。

監督の機嫌を察知し機嫌を損ねないよう配慮することが暗黙にあったという。指導者の機嫌により部活動の内容が可変する事態は生徒の自主的な活動という点からは大きく逸脱している。監督を頂点とした公的ではないヒエラルキーが組みあがっている状況は、高校生の部活動として正常なものとは評価できない。

特に、Aへの度重なる叱責や突き放しは、過度に精神的負荷を与えるもので、部活動指導として適切であったとは言いがたい。

ウ 適切な休養日・活動時間の設定

柔道部が学校に提出した活動・練習日程に関する計画書によると特段の不合理は認められず適切な活動日程であったと考えられる。

エ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

体育館では複数の部が活動していた。6月4日(火)は、監督に剣道部が大声で叱責を受け、その激しさに周囲の生徒らの動きが一斉に止まってしまったという出来事も報告されている。単独での部活動と複数の部活動が集まったの活動とでは対応を変えていかなければならなかったのだが、それに適応できていなかったのではないかと思われる。翻って、単独での部活動では大声での強い叱責が日常的に行われていることをうかがわせる一件ではあった。

(2) 当該校の特異性

当該校は独自のシステムで運営されているという印象を強く受けた。担当科目による教員の意識などでの格差がみられるなど独特の空気感が複数の職員から語られていた。こうした独特の雰囲気は部活動重視という監督の方針を支えていた可能性がある。

(3) 活動成績に対する外部からの期待

指導者として周囲から一目を置かれていた監督は、部活動における成果を常に気にかけていたことが推定される。成績を一定以上に保つことに対する社会的圧力とともに強い言動や態度などから職場集団からは孤立していった構図が見えてくる。自尊感情の高さや自己防衛機制による過剰な振る舞いが、逆に本人を苦しめていたのではないだろうか。

(4) 文部科学省の指導の指針

文部科学省は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（平成25年3月13日）」における「5 部活動指導について」の項で、「成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない」「指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない」「管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる」と注意喚起している。

監督のふるまいは、個人的な感情や独善的な認識により生徒に対して精神的な負荷を過剰にかけていたのではないかと考えられ、それはまさしく教育指導とは決して呼べないものである。また、そうした部活指導をこれまで放任してきた当該校及びそれまでの置籍校の管理職の責任は相当程度あるものと言わざるを得ない。

(5) 教育の場における安全配慮

学校における安全配慮義務とは、「教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務」（東京高等裁判所 平成6年5月20日判決（判例時報1495号、1994年、42頁）（原審；東京地方裁判所 平成3年3月27日判決（判例時報1378号、1991年、26頁））との指摘がある。学校には、就学する児童生徒の安全に関して、いわゆる一般の社会人対象より大きな安全配慮義務が必要であることは、こども基本法や学校保健安全法においても明記されている。特に、こども基本法第3条において、基本的人権を保障し、健やかな成長及び発達並びにその自立が図られ、命が守られることを目指している。本事案における教員及び学校の安全配慮義務について検討する。

Aは、普段は明るい性格である一方、性格的に安定性を欠くことがあったと推測される。最後の大会で、おそらく本人が期待したであろう結果を得られず精神的なダメージを受けているAが、部内での絶対的な権限を持つ監督から強い叱責を受けた場合に衝動的な行動をとることは予見しなくてはならないし、日常的に接していた監督としては予測できたのではないか。

仮に副顧問や教員がAに声をかけたり、監督の激しい指導に対して管理職が注意喚起したり、スクールカウンセラーなどが介入していればこうした事態は防げた可能性がある。監督のふるまいには大きな変化は見られなかったとすると、管理職等からの強い注意や指導はなかったのではないかと思われる。監督の指導は、強

硬で生徒の心身の安全に配慮したものとなっていなかったのは明白である。こうした点からも本事案の発生前に監督に対して適切な指導や研修を行うことで最悪の結果は回避できたのではないだろうかと考える。

(6) 検討結果

高校における部活動指導者としては、スポーツを通して一人ひとりの生徒に寄り添い、心身共に成長していくことを支えつつ、充実した学校生活を送れることを学ばせるという学校教育の一環に従事するものとしての姿勢が望まれる。

運動部活動の指導者としての監督の指導態度は、仮に一部の生徒によって肯定的な評価を与えられ、優秀な成績を収めていたとしても、その指導態度は教育者としての配慮を著しく欠くものであったと評価せざるを得ないし、そうした監督に対する適切な指導を欠いた学校、管理職の責任は免れない。

4 当該校及び県教委の対応に関する検証

(1) 当該校の組織的対応

ア 平時の生徒指導体制・教職員の連携体制

(ア) 当該校における生徒指導体制及び組織的管理体制

学校内での積極的な外部資源の活用、特にスクールカウンセラーの活用、部活動における生徒指導とメンタル面でのフォロー・サポート体制の徹底については必ずしも十分でなかったように思われる。

スクールカウンセラーは、生徒のカウンセリングや保護者面談、年1回のゲートキーパー研修会以外に、生徒指導やメンタル面でのフォロー・サポート体制に関わる業務に関与を依頼されることはほとんどなく、管理職との連携もなされていなかった。生徒のメンタル面のフォローは、個別ケースの面談依頼という一方的なものであり、本委員会の把握では学校側が外部専門家としての意見を取り入れようとする姿勢を示していたとは言い難い状況であった。

(イ) 当該校における部活動の管理体制

部活動の指導指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）」に基づいて各学校において運用されることが求められる。同ガイドラインには、「校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。」とある。

本事案では、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」、加えて「体罰、ハラスメントの根絶」が適切になされていたかが重要な論点となる。管理体制に関しては、大きくは①部活動を含む学校生徒指導における指導者の属人化・独善化・荷重負担を防ぐための複数担当制の運用、②教諭と生徒の個別の連絡と私

的關係を築くことのリスク管理、③学校の生徒指導及びいじめ・ハラスメント等による被害の重篤化を防ぐ組織的危機管理体制が部活動に及んでいなかったこと、の3点について課題が見られた。

①については、副顧問が実質的には部活動にほとんど関わっていないこと、外部コーチは監督の教え子もしくは関係者で、監督が部員の生徒指導もしくはメンタル面でのサポートに関する責任を全て受け持つ体制となっていた。

②に関しては、学校内の規則上、教諭と生徒とのプライベートな交流は学校に事前に申告した教育目的に沿ったもの以外は原則禁止されている。にもかかわらず、監督は、申告なくショートメールやSNSを通して部員と個別のやり取りをしていた。柔道を通じた社会性の涵養を意図するものと思われるが、そうした個人的関わりによる密な二者関係の構造は、しばしばドメスティックな関係を作り出す。こうした教育活動を越えた交流を監督が部員個人と持っていたことについて、学校は特段の指導等をする事はなかった。

イ 緊急時の組織的対応

6月5日(水)8時頃の生徒の報告から4時間が経過するまで、学校は組織的に事態を把握できていなかった上に、生徒や母親に比して学校組織としての動きは迅速性に欠け、右往左往するばかりのように思える。終始、生徒の危機状況への系統だった対応方針が曖昧でAに関する情報も集約されておらず、当日20時にAの自死が判明するまで、その場その場での状況確認ばかりで何ら実効的な対応がなされなかったと言わざるを得ないのではないかと。

こうした組織的対応の至らなさは、背景として、平時における生徒の安全管理及びメンタルケアへの組織的管理体制の問題が影響しているものと思われる。

(2) 県教委による管理・連携・指導

県教委からの部活動に関する通知において、学校において組織的対応を啓発する対策が示されていたものの、本事案によって、その運用面と実効性についてのPDCAが継続的に徹底されていなかったことが明らかとなった。

県教委の対策として、学校の組織的対応やその体制のチェックが十分であったか今一度抜本的な見直しが必要であると思われる。特に、①スクールカウンセラーをはじめとする外部人材の活用、②生徒が自ら命を断つ事態が起こりうるという危機意識の継続的な啓発、③重大事態の発生が危惧されるSOSを受けた際の迅速な組織的対応と連絡体制の構築といった中長期的な対策が機能するよう、それらが学校の管理職のみならず全教員に浸透するまで対策を徹底する必要がある。

5 提言

(1) 部活動指導者の責務

ア 権威主義的構造の自覚と「心理的安全性」の確保

本事案の舞台となった部活動のような閉鎖的かつ厳格な上下関係を伴う組織では、指導者が無意識のうちに権威主義的な統治に陥る構造的リスクが内在し

ている。とりわけ武道・体育会系運動部における指導者は、競技文化に根ざした服従規範及び礼節の強調が、意図せず生徒による異議申し立てや援助希求を実質的に封じる環境を形成しやすい。指導者はこの構造的傾向を自覚的に認識しなければならない。

指導者の最大の責務は、身体的「安全配慮」に留まらず、生徒が不当な圧力を感じることなく意見を述べ、助けを求められる「心理的安全性」を確保することにある。指導者に対して異議を唱えることが事実上不可能な抑圧的集団規範の形成は、特定の生徒を心理的孤立へと追い込む温床となり、教育活動としての本質を喪失させるものである。

加えて、指導者は自己の感情状態が生徒への言動に直結することの危険性を、深く認識しなければならない。試合結果や生徒の態度に対する怒りや失望といった感情が、冷静な判断を経ることなく生徒への叱責・拒絶・排除として噴出するとき、それはもはや指導行為ではなく、権力的地位を利用した一方的な感情の放出となってしまう。生徒がいかに誠実に謝罪や対話を試みても、指導者がその感情的衝動を制御できなければ、その訴えは届かず、生徒は無力感と孤立の中に置き去りにされてしまう。

このような事態を防止するため、指導者にはアンガーマネジメント—自己の怒りや感情的衝動を認識し、それが言動に与える影響を意識的に統制する能力—の習得と継続的な実践がもとめられる。感情制御の失敗は、指導者本人に「指導している」という自覚があったとしても、受け手である生徒にとっては深刻な心理的暴力として作用し、その影響は段階的かつ不可逆的に生徒の精神を損なう。

イ 人格形成支援の誤謬と自己経験の絶対化の否定

部活動を含む学校教育活動における生徒指導の本質的な目的は、児童・生徒一人ひとりの人格のよりよい発達を支援することにある。競技成績の向上や、指導者自身の価値観・信念の達成は、その目的に従属するものであり、それ自体が目的となってはならない。

指導者が陥りやすい認識上の誤謬として、「生存者バイアス」による自己経験の絶対化が挙げられる。例えば、過去に厳しい指導や過酷な練習を経て競技的成功を収めた指導者は、「自分が耐えられたのだから目の前の生徒も耐えられるはずだ」「苦しさを乗り越えた先にこそ本当の達成感がある」という信念を無批判に正しいものとして内面化しやすい。また、自身の指導経験の中で「苦しい練習を乗り越えて成長した子どもをみた経験」も上述した信念をより強固にしてしまう。しかしこの信念は、その指導に耐えられずに競技を離れた者、あるいは深刻な心理的外傷を負った者の存在を根本的に無視した、著しく偏った認識に過ぎない。

さらに深刻なのは、こうした経験の絶対化が進むにつれて、指導者が自己と生徒の心理的境界を喪失するという現象がしばしば起こることである。指導者自身の価値観・感情・達成欲求が、生徒のそれと混同されるとき、指導者は「生徒

のために」という言葉を使いながら、実際には自己の内的基準を充足させることが生徒に強いられる構造が生まれる。生徒は指導者の価値観を体現するための手段ではなく、固有の内面と発達段階を有する独立した人格である。この境界を見失った指導は、生徒が『自分で考え行動する力』『自分にはできるという感覚』『指導者や仲間との信頼関係』という人格形成の根幹をなす三つの土台を、損なうことにつながる。

指導者は「生徒の成長のため」という名目のもとで、実際には自らの感情の発散や、指導者としての評価または自己顕示欲を充足する手段として生徒を利用していないか、不断に自省する姿勢が求められる。「熱心な指導」が、相手の尊厳を侵食する「モラルハラスメント」へと変質する過程は、行為者本人には極めて自覚されにくい。だからこそ、自身の指導動機が「生徒主体」であるか、「自己目的化」していないかを厳格に問い続けることが、専門的指導者としての倫理的責務である。

ウ 生徒の尊厳を蹂躪する言動の排除

指導の名を借りた、生徒の尊厳を踏みにじるような言動はいかなる文脈においても容認されない。その具体として以下のような例が挙げられる。モラルハラスメントや心理的暴力は、身体的暴力のように外から見える傷跡を残さないがゆえに、その深刻性が周囲から認識されにくく、加害者本人もそれが暴力であるとは認識しない場合が多い。しかし、言葉や態度によって生徒の存在を継続的に否定し、その尊厳を損なう行為は、身体的暴力と同等、あるいはそれ以上に生徒の精神を不可逆的に破壊しうる重大な暴力である。

- ・ 人格を否定するような抽象的な叱責：例えば、「お前はダメだ」「やる気がない」「誠意が見えない」といった、生徒側が何を具体的に改善すべきか理解できない抽象的な精神攻撃は、指導ではなく単なる指導者による感情的な排斥である。
- ・ 存在の否定および対話・謝罪の拒絶：「お前がいる必要はない」「顔を見たくない」「近づくな」といった言葉は、生徒の存在そのものを否定するものであり、いかなる文脈においても指導として正当化されない。謝罪や対話を求める生徒の訴えを無視・拒絶することもまた、生徒を完全な無力感へと追い込む心理的暴力である。
- ・ 集団心理を利用した攻撃：無視、特定の個人の排除、あるいは連帯責任を強調して特定の生徒を「試練」の対象と見なす行為は、生徒を心理的な拘束状態に置く。

これらの言動は、個別に見れば「一時的な感情の爆発」として矮小化されやすい。しかしこうした心理的圧迫が継続するとき、生徒は段階的に追い詰められ、やがて「何をしても状況は変わらない」という深刻な無力感に囚われる。その帰結として生じる「認知の狭窄」は、退部・転校・相談といった他の選択肢を生徒の認知から失わせ、最悪の場合、生徒の自死という取り返しのつかない結末をもたらす。部活動指導者の言動は、生徒の生命に直結しうるという認識を、す

すべての指導者が持たなければならない。

エ 「個人の内面」に依存しない集団的監視体制の構築

不適切な指導や心理的暴力は、指導者本人の自覚が欠如している場合が多く、個人の自省による自浄作用には構造的限界がある。

本件において柔道部は、練習場所などの物理的側面からも、監督の言動に異を唱えることが事実上不可能であったという心理的側面からも、外部からの監視が及びにくい構造的な閉鎖性を有していた。こうした閉鎖性の高い状況の中で長期にわたり絶対的権限を行使する指導者は、自らの言動を客観視する機会を失いやすく、不適切な指導観や感情的習慣が漸進的かつ確実に強化される傾向がある。これは指導者個人の資質の問題ではなく、閉鎖的な権力構造が人の判断と行動を変質させるという、組織上の普遍的な問題として理解されなければならない。

だからこそ、指導者は「自己の言動を自己のみによって律することには限界がある」という事実を、弱さとしてではなく、専門的指導者の誠実な自己認識として受容することが求められる。自らの指導をブラックボックス化せず、「他者の目（複数顧問や外部の視点）」にさらされることは、生徒を守るためであると同時に、指導者自身が不適切な方向への逸脱から保護されるために必要不可欠な安全装置である。指導に対する透明性を確保し、組織的なチェックを受けることは、健全な教育環境を維持するための重要な構造的担保である。指導者は、学校組織全体による監視体制を「介入」や「不信任」と捉えるのではなく、自らが専門的指導者として機能し続けるための「不可欠な要件」として積極的に尊重すべきである。

(2) 学校のガバナンス

ア 運動部活動における構造的リスクの自覚及び学校の管理責任

学校組織及び指導者は、運動部活動のような厳格な上下関係に基づく「縦割り組織」には、指導者が権威主義的な専横（理不尽な振る舞い）に陥りやすい構造的なリスクが潜在していることを深く自覚しなければならない。

本委員会は、部活動指導者に対し、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」とを明確に区別し、部活動において具体的に許されない発言や行為について共通認識を持つことが不可欠であることを、改めて指摘するものである（「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）」）。

併せて、学校及び管理職に対しては、部活動指導が特定の顧問教員の裁量に委ねられることのないよう、能動的に指導の実態を把握し、不適切な指導が行われるおそれがある場合には速やかに介入し、防止及び是正を図る体制を構築することを強く求めるものである。

イ 実効性のある複数顧問制の確立

当該校の部活動におけるガバナンス（管理体制）は、十全に機能していなかった。ここでのガバナンスの問題とは、部活動における監督によるパワハラ的かつ一方的な指導に対する統制の欠如と、それを是正できなかった学校管理職の監督責任の両面を指す。部活動に関するガイドライン等を反映した指導方針等が徹底されず、指導者に一任されていたことが、本事案の背景にあると考えられる。

今後は、こうした「一人顧問制」が事実上継続することを防がねばならない。閉鎖的な空間での指導を、指導者個人の「良識」や「人間性」といった内面的な資質だけに依存して制御するには限界がある。「権威主義的な専横」は組織の構造的な病理であり、個人の意志のみで完全に予防することは困難である。したがって、専横的な組織になりうることを前提とした、構造的な抑止力が不可欠となる。単に副顧問や外部指導者を複数名配置するだけでは、その存在が形式的なものとなり、ガバナンスの有効性は確保されない。副顧問等が定期的に練習を視察し、生徒の相談にも積極的に関わるような体制が必要である。さらに一歩進んで、当該競技を統括する競技団体（連盟・協会等）とも連携し、指導者に対する定期的な倫理講習の受講義務付けや、外部指導員による巡回指導・チェック体制を導入するなど、学校内部の論理だけでは完結しない「外からの目」を入れることも検討されるべきである。年間計画や指導方針の検討に管理職や他の教員が実際に関与することなどを通じ、「複数の大人の目」が日常の部活動運営に確実に入る仕組みを構築すべきである。そのうえで、複数の教職員が指導内容・雰囲気について率直に意見を述べ合い、懸念を共有できるような複数顧問制を実質化することが求められる。

以上のとおり、本委員会は、運動部活動において、実効性のある複数顧問制の実現を求めるものである。

ウ 管理職によるマネジメントの重要性

競技スポーツ的側面の強い部活動では、顧問・外部コーチ、先輩・後輩、レギュラー・補欠といった多層的な上下関係が日常的に存在することが一般的である。そのため、勝利や実績を最上位の価値とする文化と結びついた際、指導者や一部の上級生の言動に対して異を唱えにくい権威主義的な構造が生じやすく、その構造自体が当事者にとって「どこでも同じ」「伝統だから」と受けとめられ、問題として認識されにくいという特徴がある。

本事案においても、指導者に権限と情報が集中し、実質的に一名の教諭によって日常の指導が決定・遂行され、このような権威主義的構造が学校組織の中で看過されていた。同種の事案再発を防止するためには、こうしたガバナンス体制を見直す必要がある。

本委員会は、「顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導のあり方」を再考することの重要性を指摘する。学校及び管理職においては、運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）、（新潟県部活動の在り方に係る方針〔改訂版〕）の趣旨に則った改善を求める。

具体的には、実効性のある複数顧問制を徹底すること、及び部活動に関して積極的かつ自由な発言が保証される会議の場を設置するといった根本的な組織改革を行うことである。同時に、管理職が教職員に対して適切な指導・是正を行えるようマネジメント機能を強化し、いわゆる管理職のガバナンスが発揮されるような組織構造を構築すべきである。

エ 当該校の特異性の改善

担当科目や性別、部活動の専門的な指導者とそれ以外、管理職と一般教員などの学校内での見えない障壁の存在について違和感を覚えた。活躍している部活の指導者は発言力も強く周囲の教員はその分の校務を多く分担し、管理職に声を上げて届かないという訴えも聴取している。こうした状況は、監督の行き過ぎた指導が管理職や教員間の指摘によって是正されなかった背景事情として大きな意味を持つ。

職員室内において、「部活動実績のある者」「男性」「特定科目」が上位に立つという教職員間のアンバランスな力関係（ヒエラルキー）の存在は、学校全体が「専横的な縦割り組織」の様相を呈していたことを意味する。教員自身が「物言えぬ雰囲気」の中で萎縮している状況下では、生徒がSOSを発信したとしても組織として受け止めることは不可能である。

本委員会は、当該校における教職員間の閉鎖的な序列構造こそが、不適切な指導を温存させる「土壌」であったと判断する。管理職においては、職務分掌や属性による優劣を排除し、全ての教職員が対等な立場で生徒の安全について発言できる「心理的安全性」の確保された職場づくりを早急に行うよう求める。

オ 県教委によるガイドラインの遵守の検証

部活動には、レクリエーションとしての楽しみ方とアスリートを養成するという二つの側面がある。強い部活動づくりを目指すとしても、指導者が子どもの心身の健康や発達段階、メンタルヘルスに関する最新の知見に基づいた指導を行うよう、管理職は継続的な研修の機会を保障し、その受講を求める必要がある。

学校や設置者、さらには競技団体は、部活動顧問やコーチの裁量にすべてを委ねるのではなく、指導者の「暴走」を予防するための仕組みをあらかじめ整備すべきである。具体的には、部活動の指導方針や練習内容について定期的な点検・評価を行うこと、外部の専門家や競技団体によるガバナンスコードに沿ったチェックを受けること、重大な懸念が生じた場合には第三者委員会による検証へと速やかに接続できる手順を定めておくことなどが挙げられる。こうした枠組みが機能してこそ個々の指導者の裁量と責任が適切な範囲に保たれると考える。

以上のことから、本委員会は、県教委に対し、「新潟県部活動の在り方に係る指針(改訂版)」及び文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」について、内容の周知に努めるとともに各学校において適切に遵守されているかを確認し検証すること、特に実質的な「複数顧問制」の確保と検証、部活動について「学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有」を実現するための仕

組みと検証、部活動において、「具体的に許されない発言や行為についての共通認識を持つことが必要」であることの部活動指導者への周知、実効性を担保する仕組みの構築及びその検証等を考え実行していくことを求める。

カ 緊急時の連絡体制

本事案の初動対応は、検証の結果、問題点を指摘できる。生徒の連絡なしの欠席の際の対応が十分でなく家族との連絡が取りにくい状況にあった場合にどうするのかという緊急時の対応マニュアルを策定する必要がある。

特に留意することは、連絡なしの欠席には様々な理由が想定され、リスクに応じた対応が必要である点である。適切なリスク評価とその評価に応じた対応、初動での情報共有や管理職への報告・判断・対応、保護者及び保護者の職場等への連絡などを、改善しなければならない。本事案では、Aの欠席を通告した生徒の危機感が職員に引き継がれなかった可能性があり、一部の職員の判断で対応がなされていたが、役割分担の明確化、対応の判断、意思決定のプロセスなどを、全教職員が理解し共有して事態に即応できるような体制を整備されたい。

(3) 相談体制の整備

ア 不適切指導の認識の周知

当該校での教育相談体制が、ある種の教条主義的な対応というか、書類上の環境整備は行っているが実質的な対応は依然として旧来のままとする疑念を抱く。

あわせて、学校として「どのような行為が不適切な指導・ハラスメントにあたるのか」を、生徒・保護者・教職員の間で共有しておくことが欠かせない。暴力は殴る・蹴るといった身体的な暴行に限られない。人格を否定する暴言や罵倒、無視や執拗な叱責、過度な長時間練習や減量の強要、身体や容姿に関する侮辱的な指摘など、社会通念上許される指導の範囲を明らかに逸脱する言動もまた、刑法上の犯罪に該当しない場合であっても、生徒の心身を傷つける「暴力」でありハラスメントであると明示する必要がある。

再発防止のためには、上記のように不適切な指導・ハラスメントについて教員と生徒の間に認識の共有が図られることが第一歩ある。そのうえで、入学時や部活動加入時のオリエンテーション、学年集会等の機会を活用し、部活動における不適切な指導の具体例と、それに気づいた際の相談窓口を、生徒に対して繰り返し周知していくことが求められる。

イ 生徒が安心して相談できる相談体制

より生徒の安全安心を担保するための相談体制を拡充・整備する必要もある。相談がないから悩み事がない、というのは誤謬であるという認識を持つことが教育相談の基本であるとするべきであろう。とりわけ、部活動が生徒生活の大部分を占めている学校では、「部活動のことについても、学校に相談してよい」というメッセージをあえて明文化して伝えることが重要である。指導者や先輩との関係、練習や試合での経験は、本来、教育相談の対象となるべき学校生活の一

部であるにもかかわらず、「部の中のことは部の中で解決すべきだ」「弱音を吐くべきではない」といった規範のために口を閉ざす生徒は少なくない。学校は、担任や副担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が、学習や友人関係だけでなく、部活動に関する悩みも含めて相談を受けとめることを明確に伝え、生徒側から相談することを肯定的に評価する文化を育てていかなければならない。本事案では、カウンセラーは校長とすら会えていないという実態が明らかになっている。これは学校全体の意識の問題であり、今後教育相談に学校体制としてどう取り組んでいくのかが問われている。教育相談の壁を取り払い、垣根を低くして自由に自律的に誰とでも相談できるような居場所づくりをお願いしたい。

なお、部活動の指導を受ける生徒が、表面的には不満を述べず「自分のためになる」「この厳しさが必要だ」と語っているからといって、その指導が適切であることの証明にはならないことを明記しておきたい。先行研究では、体罰や暴言等の被害を受けた者ほど、それを「愛の鞭」として肯定的に捉え直す傾向があること、過酷な指導環境に適応する過程で暴力を内面化し、指導者への盲従や学習性無力感に陥ることが指摘されている。学校は、生徒が「耐えている」ことや自己正当的な語りに安住するのではなく、その背景にある力関係や心理的圧力を丁寧に検証しなければならない。

ウ 生徒の抱えるトラウマのケアの実施及び心理教育の場の提供

最後に、現在も部活動を継続している生徒や、事案を目撃した生徒へのケアについて言及する。専横的な指導が行われていた組織では、残された生徒が「自分たちが弱かったからだ」という自責の念や、「あの厳しさは必要だった」という認知の偏り（過度な正当化）を抱え込むリスクが高い。これらは長期的なメンタルヘルス不調の原因となりうる。

学校及び設置者は、単なる事実調査の聴き取りで終わらせることなく、スクールカウンセラーや外部の専門家と連携し、生徒たちが抱えるトラウマのケアを行うとともに、何が適切な指導で何が暴力であったのかを客観的に整理する「心理教育」の場を継続的に提供することを強く求める。

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会 第5号案件 担当委員名簿 (◎：部会長)

精神保健	田中恒彦	新潟大学教育学部教授 医学博士 臨床心理士
心理学	浅田剛正	新潟青陵大学大学院教授 臨床心理士
社会福祉	山田淳子	社会福祉法人南魚沼福祉会常務理事
◎ 法律	岩渕浩	岩渕浩法律事務所 弁護士
法律	立川絵理	新潟中央法律事務所 弁護士
教育	高橋知己	上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センター教授
青少年健全育成	吉田金豊	県立巻高等学校元PTA会長